

# 大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋

## 第2次募集に向けた事業者説明会

日時：2024年2月27日（火）14:00～15:30

場所：大手前合同庁舎1階 共用会議室1

主催：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

協力：公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所

一般社団法人関西経済同友会

### 1. 説明会次第

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 夢洲北岸浮棧橋 第2次募集 -----                    | 資料1 |
| (2) 海上運送法制度及び改正概要 -----                    | 資料2 |
| (3) 水上輸送の航路開設における<br>申請等の支援体制の構築（概要） ----- | 資料3 |
| (4) 今後のスケジュール -----                        | 資料4 |
| (5) 質疑応答                                   |     |

### 2. 配布資料

- 次第
- 資料1 夢洲北岸浮棧橋 第2次募集
- 資料2 海上運送法制度及び改正概要
- 資料3 夢洲への就航に向けた海上運送法に関連する課題
- 資料4 今後のスケジュール
- 資料5 大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋 第2次募集

# **(1) 夢洲北岸浮棧橋 第2次募集**

**2024年2月27日**

**公益社団法人2025年日本国際博覧会協会**

**交通局 交通部**



# ① 応募条件

※第1次募集時から**変更**

## ○第2次募集期間

- 2024年2月27日（火）～3月8日（金） 17：00

## ○募集対象者

- 船社
- 航路開設の主体となる事業者（旅行会社、自治体など）

## ○浮棧橋使用期間

- 2025年4月13日～10月13日（184日）

## ○浮棧橋使用时间

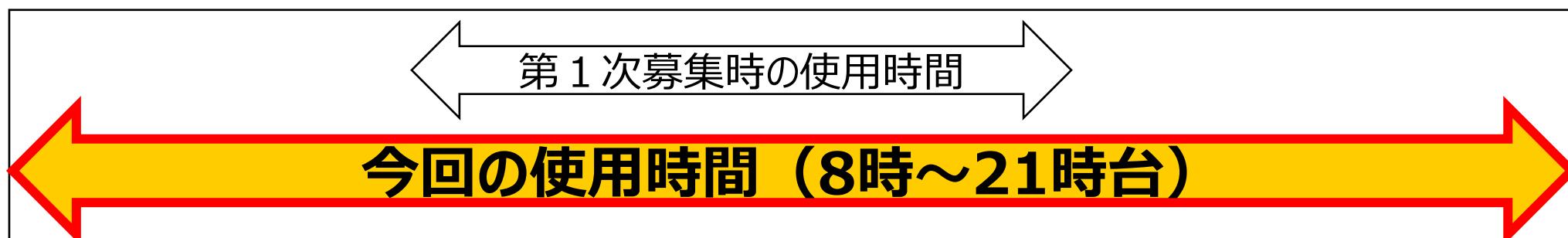
- 2023年10月に実施した第1次募集では、11時から日没までの間を使用时间としていたが、朝晩の時間帯の運航をしたいとの要望を踏まえて、使用時間を**8時～21時台**に変更

8時

11時

日没

22時



※万博開場時間：9時～22時



# ① 応募条件

※第1次募集時から**追加**

## ○浮棧橋使用枠

- 使用時間は30分を1枠設定
- 旅客定員150人以下の船舶では1枠（30分）  
旅客定員150人を超える船舶では2枠（60分）を使用
- 希望する浮棧橋使用枠が複数者で重複した場合、優先順位に基づき、割り振りを行う

## ○着棧可能船舶

- 海上運送法における事業の用に供する旅客船（ただし、総トン数600t未満に限る）
- 西浮棧橋(仮称)または東浮棧橋(仮称)に着棧可能であること
  - 西浮棧橋(仮称)（小型船用：1基、中型船用：1基）
    - ①総トン数100 t 未満、全長30m未満、乾舷1.0m
    - ②総トン数600 t 未満、全長50m未満、乾舷1.5m
  - 東浮棧橋(仮称)（小型船用：1基）
    - ③総トン数100 t 程度、全長40m未満、乾舷1.0m、1.5m

## ○浮棧橋使用料

- 下記、AとBの合算金額を浮棧橋使用料として想定。金額は確定後改めて提示
  - A.浮棧橋管理料…33,000円/便(仮)（綱取り、案内業務等に係る費用）
  - B.施設利用料…乗客数1人あたり300円(仮)



# ① 応募条件

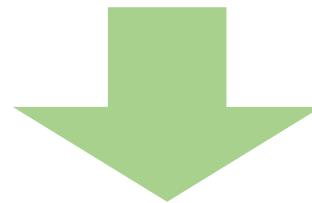
※第1次募集時から**追加**

## ○船シャトルバスの運行

- 浮棧橋使用時間に合わせ、船シャトルバスを運行
- **バス乗り場の設計や着棧に応じた船シャトルバスの運行便数は検討中**

## ○船シャトルバスの乗車時の留意点

- **会場から船着場へ向かう船シャトルバスに乗車する際には、誘導員等へ乗船券を提示することにより確認**



- **船シャトルバス乗車時に乗船券を提示出来るよう、運航事業者等において往復乗船券やネット販売による電子乗船券等の対応が必要**

**※夢洲側の船着場では、乗船券販売設備を設置しない予定**



# ①応募条件

※第1次募集時から**追加**

## ○浮棧橋使用優先順位

- 浮棧橋の着岸希望が、同日同時間に複数あった場合、以下の優先順位に基づき、協会側で割り振りを行う

優先順位 1 : 環境に配慮した燃料を使用する船舶

優先順位 2 : 海上運送法における定期航路事業に就航する船舶

優先順位 3 : 海上運送法における不定期航路事業（許可）に就航する船舶

優先順位 4 : 旅客定員の多い船舶

**※ 第1次募集申込者については、第2次募集申込者に対して優先した割り当てを行います。ただし、第1次募集時に記載のない内容については、第2次募集申込者と同様の取り扱いを行います。**



## ②水上輸送関係の準備状況

### ○船着場の検討

- 「西浮棧橋(仮称)」及び「東浮棧橋(仮称)」を万博期間中の船着場として運用
- 綱取りや旅客誘導を行う船着場の管理業務については、一括して協会にて実施



## ②水上輸送関係の準備状況

### ○東浮棧橋(仮称)の概要

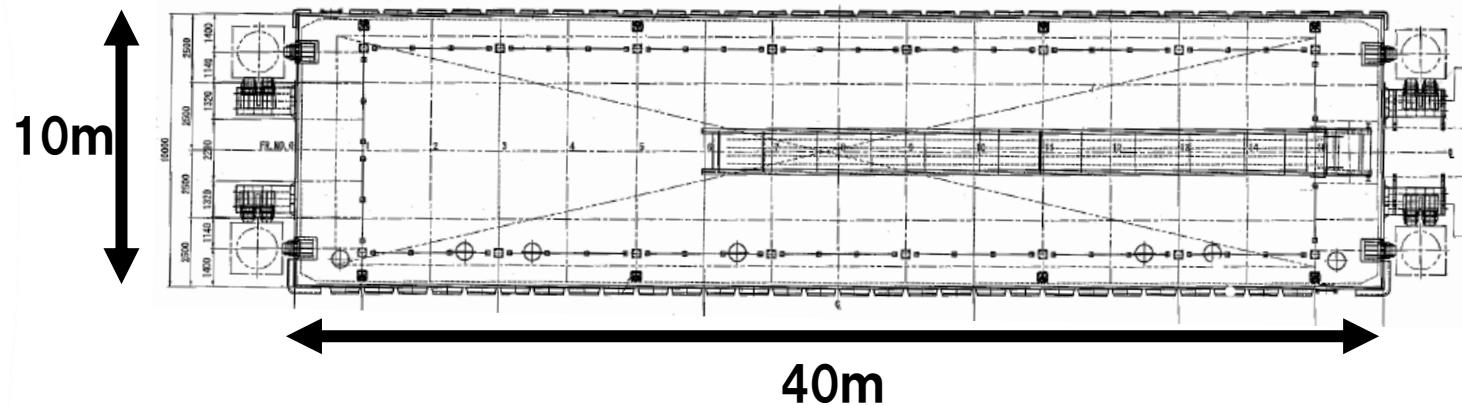
#### ➤ 小型船浮棧橋

- ・設置数：1基（整備済）  
※令和6年度に屋根整備予定
- ・全長40m × 幅10m    ・波除堤：60m

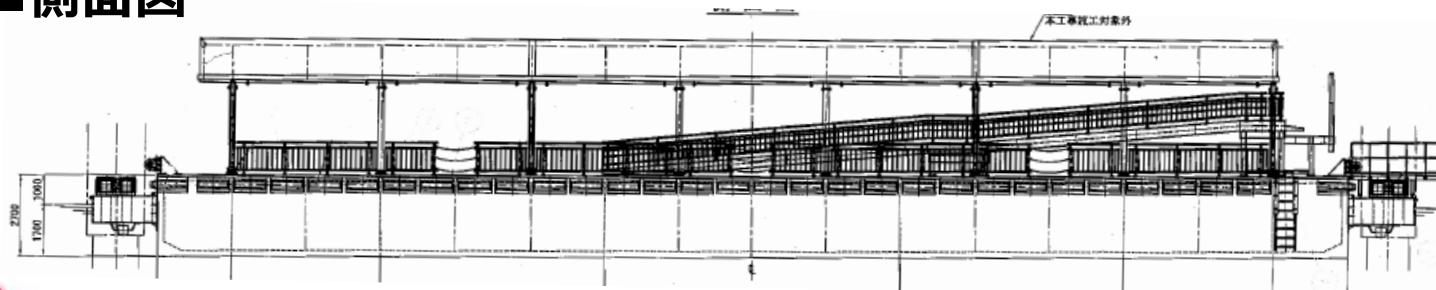
#### ➤ 設置工作物

- ・待合所（待合スペース、トイレ等）

#### ■平面図



#### ■側面図

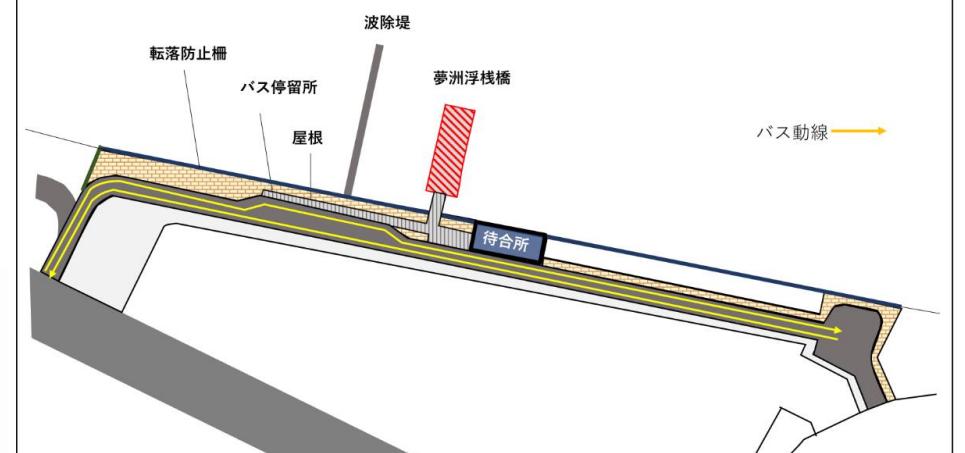


小型船浮棧橋



2023年11月時点

※図面は現時点での想定となります。



整備イメージ



※図面等は大阪港湾局より提供



## ②水上輸送関係の準備状況

### ○西浮棧橋(仮称)の概要 (設置予定: 2025年1月)

#### ➤ 小型船浮棧橋

・設置数: 1基 ・全長 約40m × 約15m

#### ➤ 中型船浮棧橋

・設置数: 1基 ・全長 約50m × 約20m

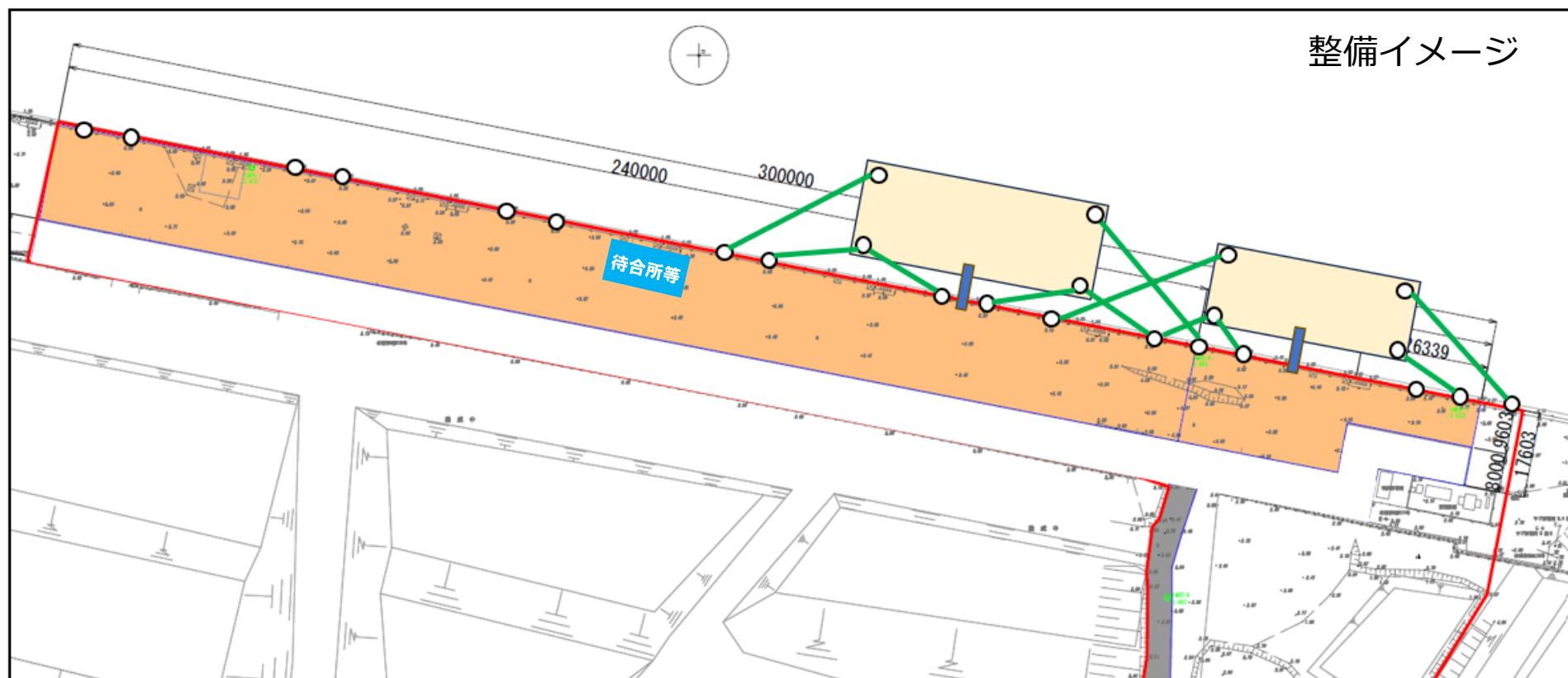
※発注内容によりスペックの変更可能性あり

#### ➤ スロープ

「交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン」を考慮したものを設置予定

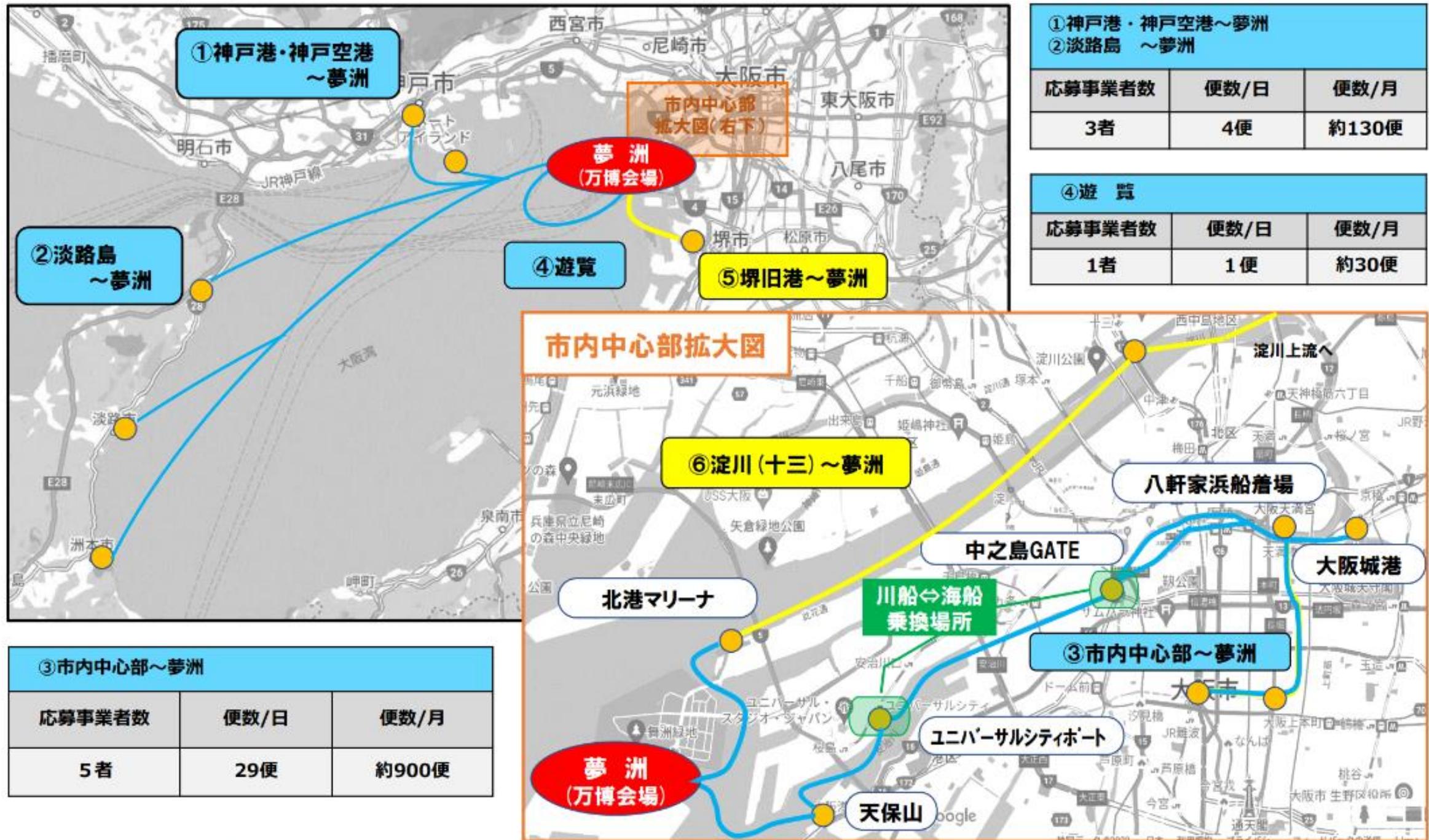
#### ➤ 設置工作物

・待合所、トイレ、スタッフ待機場



# 【参考】

## ○夢洲北岸浮棧橋の使用に関する第1次募集及び意向調査結果【2023年10月実施】



〈2023年10月20日時点〉

※応募事業者数の合計は重複を除いている  
 ※便数は概数のため合計数と一致しない



# 海上運送法制度及び改正概要について

---

令和6年2月27日  
近畿運輸局海事振興部旅客課

1. 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設について (P2~P8)
2. 安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実について (P9~P11)
3. 安全情報の提供の拡充について (P12~P15)
4. 旅客不定期航路事業の許可更新制について (P16~P28)
5. 船客傷害賠償責任保険の限度額の引き上げについて (P29~P32)
6. 旅客名簿の備置き義務の見直しについて (P33~P39)
7. 地域の関係者による協議会の設置について (P40~P41)
8. 質問について (P42~P43)

# 1.安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設

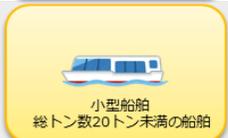
---

安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業：**人の運送をする船舶運航事業**

## 【安全統括管理者資格者証】

<p><b>総合安全統括管理者資格者証</b></p>	 と 	<p>のいずれか又は両方を事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能</p>
<p><b>大型船舶安全統括管理者資格者証</b></p>		<p>のみを事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能</p>
<p><b>小型船舶安全統括管理者資格者証</b></p>		<p>のみを事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能</p>

## 【運航管理者資格者証】

<p><b>総合運航管理者資格者証</b></p>	 と 	<p>について、運航管理を担うことが可能</p>
<p><b>大型船舶運航管理者資格者証</b></p>		<p>について、運航管理を担うことが可能</p>
<p><b>小型船舶運航管理者資格者証</b></p>		<p>について、運航管理を担うことが可能</p>

[改正海上運送法において規定]

- 運航基準に定める運航中止条件に該当するときに**船舶の運航の中止を指示**することは、**運航管理者の職務**。
- **従業者（業務に従事する全ての者）は、運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。**

## 運航管理者の職務



運航海域における風速、波高、視程が  
運航基準に定める運航中止条件に該当するとき

運航中止の指示

## 船長



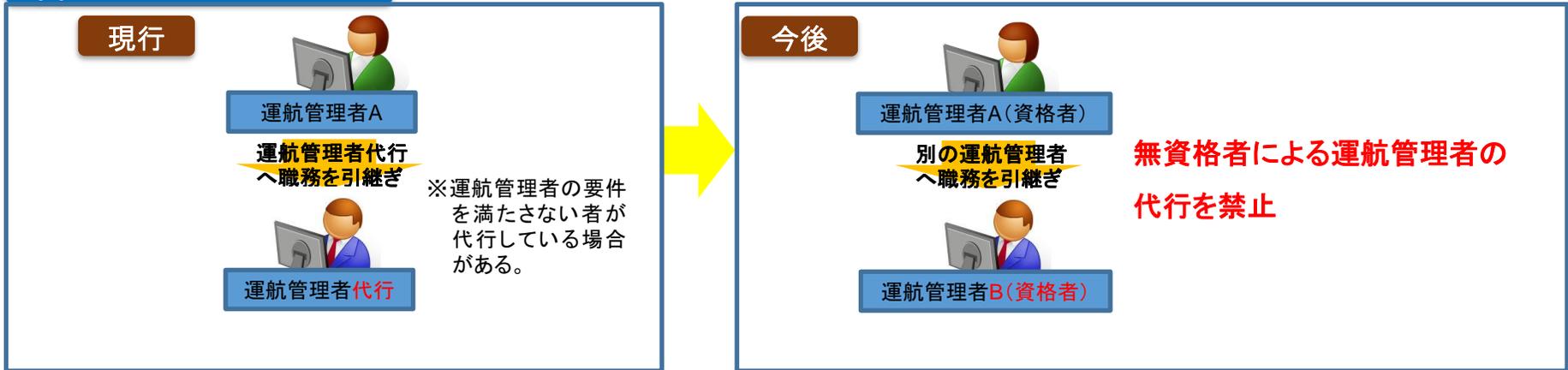
**運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。**

(船長以外の全ての従業者も同様)

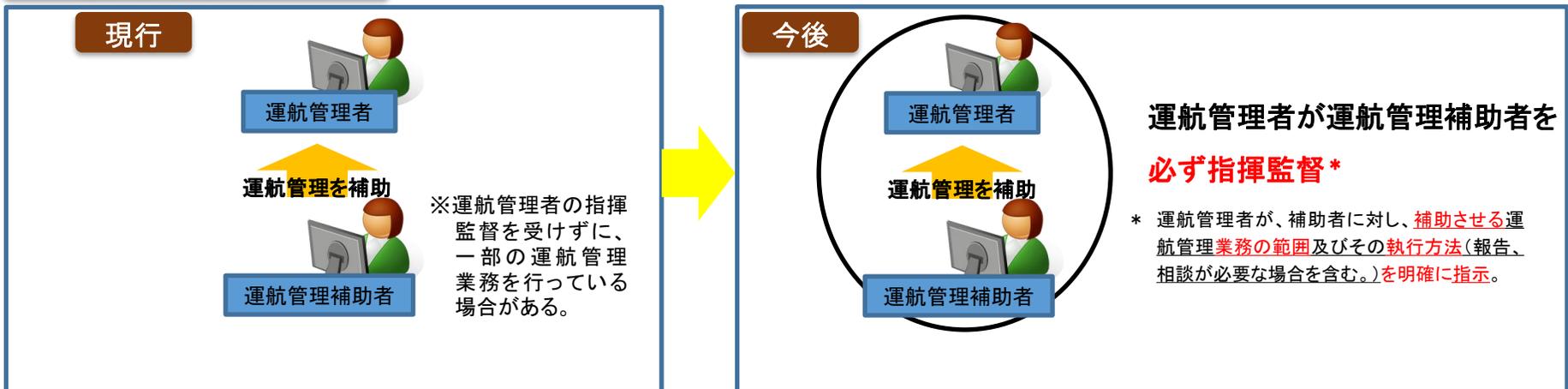
※ **船長は**、運航管理者からの運航中止指示がない場合であっても、航海の安全を確保するため必要と判断する場合には、**船舶の運航を中止**した上で、**運航管理者へ連絡**する。(船長の職務権限を確保)

- **運航管理者**の職務は、**有資格者のうちから選任**された者が担う。
- **運航管理補助者** (資格不要) は、**運航管理者の指揮監督のもとで業務**を行う。
- 運航中は、陸上の**運航管理者**と船上の**船長**との間で必要な**連絡・協議等を行える体制**を確保する必要がある。

## (1) 運航管理者代行

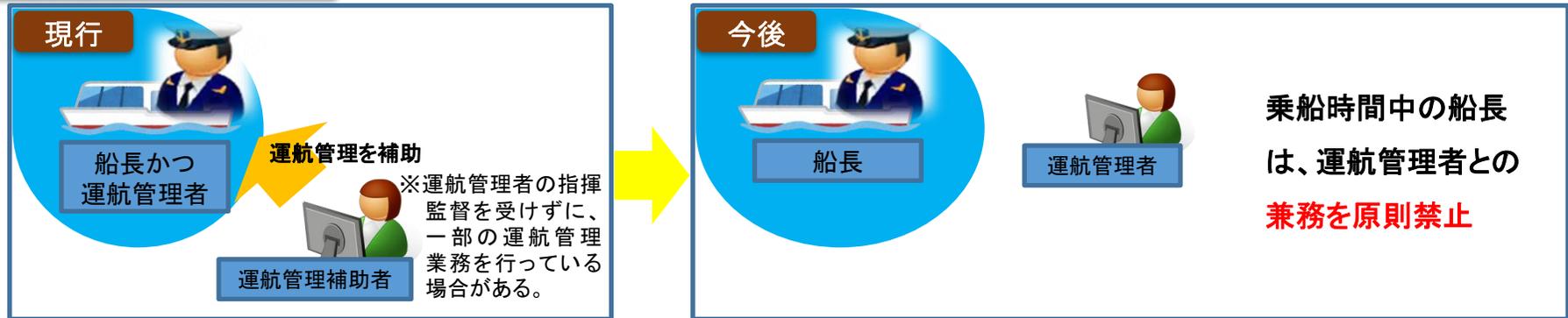


## (2) 運航管理補助者



- 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない小規模事業者については、運航管理者と船長の兼務を認める。
- ただし、運航中は、運航管理者(船長)と陸上要員(いずれも追加講習の受講が必要。)が、必要な連絡・協議等を行える体制を確保する必要がある。

### (3) 運航管理者の船長兼務



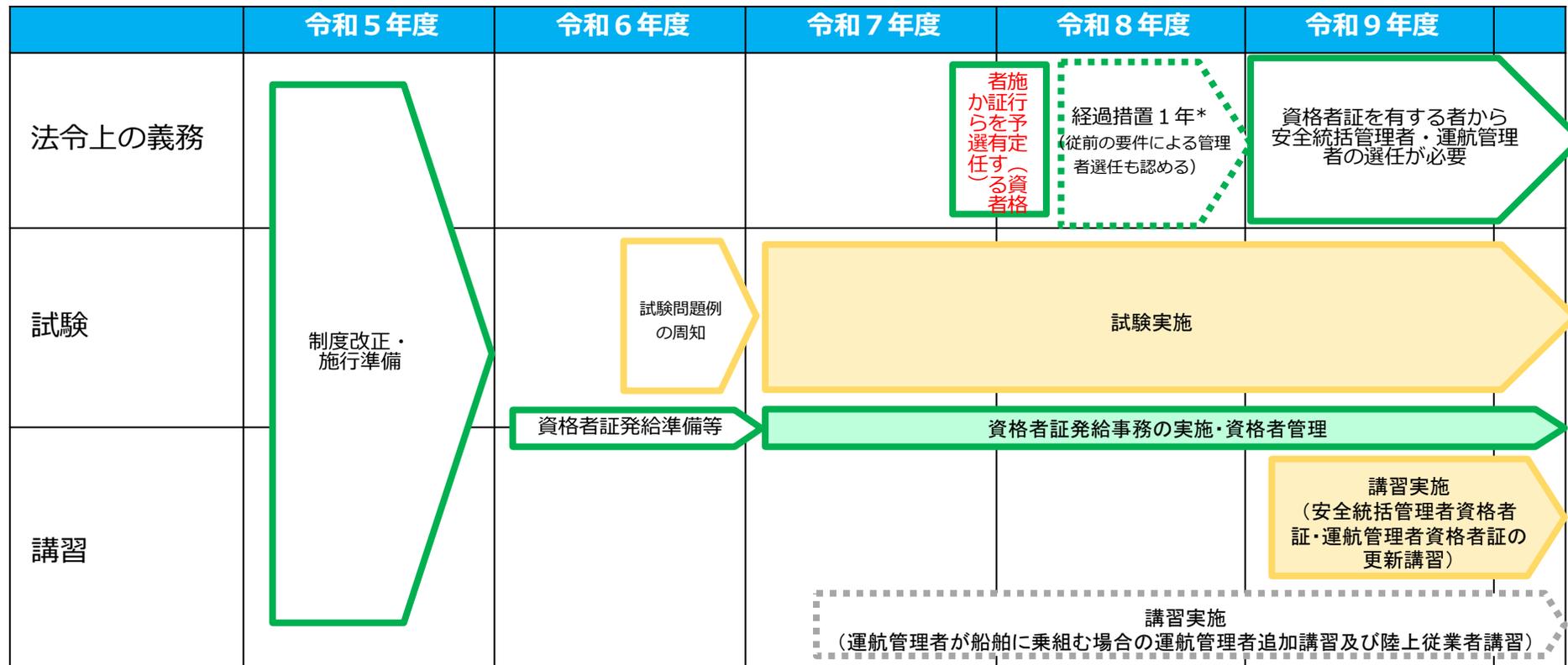
- ※ 1 : 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない小規模事業者では、事業の実態上、運航管理者の船長兼務を認めない場合の影響が大きい一方、兼務する場合でも、当該運航管理者及び陸上要員が必要な講習を受講していれば安全水準を確保できると考えられる。具体的には、同時に運航している船舶が常時1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満かつ旅客定員が13人未満である届出事業者である事業者にあつては、運航管理者と陸上要員が追加の講習を受講することを条件に、特例を認めることを想定している。
- ※ 2 : 当該事業者の航路が地域住民等の日々の経済社会活動に必要な不可欠な航路である場合にあつては、運航を止めることが当該地域に与える影響が大きいことから、非常時の陸上要員を置く等の体制確保を条件に、急病等による運航管理者の不在により臨時に必要と認められる場合には、特例を認めることを想定している。

本制度は令和8年度の施行であり、そのための省令改正を含め、今後、制度の詳細を検討し、措置を講じていくこととしているところ。

- **令和8年度の施行（予定）**に間に合うように、**令和7年度には試験が実施できるよう準備**を進める。
- **施行に際し、従前の要件による管理者選任を一定期間認める経過措置**を設け、円滑な制度移行を図る。
- 資格者証は、**講習により更新**（更新時には試験不要）。講習の準備は、最初の更新時期である令和9年度に間に合うよう進める。



## 【スケジュールのイメージ】



○ 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証交付に当たって必要な実務経験の年限について、以下のとおり検討中。

	安全統括管理者（安統管）	運航管理者
現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の実務経験等が必要</li> <li>① 安全関係業務経験 3 年</li> <li>② 上記①と同等能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の実務経験等が必要</li> <li>① 船長 3 年又は甲板部職員 5 年</li> <li>② 運航管理業務経験 3 年</li> <li>③ 上記①又は②と同等能力</li> </ul>
資格要件	<p>実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「安全関係業務経験 1 年」等 今後要調整</p>	<p>実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「①船長 1 年又は甲板部職員 2 年」 「②運航管理業務経験 1 年」等 今後要調整</p>
追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること</li> </ul> <p>※ 2 年毎の更新制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること</li> </ul> <p>※ 2 年毎の更新制</p>

## 2.安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実

---

- **安全管理規程に記載する事項**として、これまでひな形で示していた内容が法令上明確となるよう、**重要規定の法令化**を進める。

令和6年度実施予定

## ＜安全管理規程の重要規定（案）＞

### 現行

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
  - 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
  - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
  - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
  - 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任に関する事項



### 今後

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
  - 上記から変更なし
- ・安全管理規程において明らかにするべき内容
  - 営業所の名称、所在場所及び連絡先
  - 輸送の安全の確保に関する経営責任者の責任
  - 輸送の安全に関わる情報の関係者への連絡
  - 気象、海象等により輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況で船舶の運航中止
  - 船舶その他の輸送施設の点検及び整備の確実な実施
  - 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設の使用中止
  - 従業者の酒気帯びの有無及び疾病、疲労等により安全に業務を遂行することができないおそれの有無の確認
  - 教育及び訓練の実施
  - 輸送の安全に関する業務の実施状況についての正確な記録の保管

明確化

## ひな形の主な改正内容

★…R8年施行予定であるものを含む

- ① 運航管理者の助言の尊重義務の法令化 ★
- ② 運航管理体制の強化 ★
- ③ 運航の可否判断の客観性確保、安全管理規程等の公表義務化  
例) 船長は、会社や運航管理者から指示がなくても、自らの判断で、出航中止や避難などの措置を講じることができる 等
- ④ 避難港の活用の徹底、事故発生時の安全教育、初任教育訓練の義務化、船長要件の創設
- ⑤ 事故等情報の国への報告
- ⑥ 発航前検査の確実な実施
- ⑦ その他ひな形の充実
  - ・安全管理規程を適用する範囲（船舶・営業所）の明確化
  - ・経営の責任者の責務の明確化
  - ・安全統括管理者・運航管理者の責務の明確化 ★
 例) 運航管理者が気象・海象等を勘案して運航中止を指示した場合、経営者も含めて従業者は当該指示に従うこと 等
  - ・各記録簿の保存期間及び備え置く場所を明確にするとともに、様式例を追加 等

## 【スケジュールのイメージ】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法令整備	法改正	公布済 省令等整備	上記のうち、★を付した事項について、R8年施行の規定に関する準備等		安全統括管理者・ 運航管理者の職務 に関する規定 施行予定★
ひな形改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要規定の法令化とひな形の改正を受けた事業者側の対応については、<u>現在検討中</u>です。</li> <li>● しかしながら、法令化した規定は、現在の安全管理規程においても記載することとなっている事項なので、改正法令が施行される<u>令和6年4月1日</u>に修正した安全管理規程を届出頂くことは考えておりません。</li> </ul>				

### 3.安全情報の提供の拡充

---

事業者自身において、以下のような**輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用（各事業者のHP等）その他適切な方法で公表**することとする。（令和6年4月より公表義務が適用）

## <現行>

- 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的な事項
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項

具体的には、以下の内容を公表することとなっている。（「改正海上運送法・内航海運業法説明会資料」（平成18年9月海事局運輸労務課）【国交省HP掲載】）

- ・ 安全方針及び安全重点施策
- ・ 安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）

※安全管理規程等については、企業情報及び個人情報等は除くことや、概要版の作成とすることも可。

## <事業者が公表することとする安全情報>

- 安全管理規程
  - 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日等）
  - 輸送の安全に関する基本的な方針
  - 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- ※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

### <イメージ（参考例）>

**安全管理規程**：（企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。）

#### 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※  
運航管理者：課長、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※  
※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

#### 輸送の安全に関する基本的な方針：

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等  
（事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることも可。）

#### 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況：

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況：・・・ 等

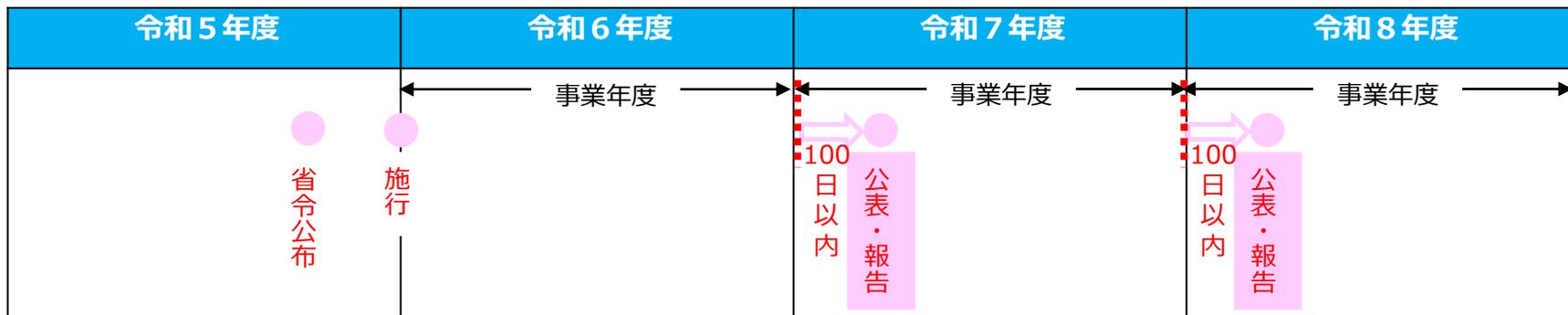
前スライドの内容に加えて、事業者において、以下のような**輸送の安全に関わる情報を、毎事業年度の終了後100日以内にインターネットの利用（各事業者のHP等）その他適切な方法で公表**するとともに、その内容を、**国の定める様式に記入して国に報告**することとし、国において毎年HPで公表することとする。

## <事業者・国が公表することとする安全情報に係る**省令規定**>

- 事業の用に供する船舶に係る情報
- 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

(詳細なイメージは次ページのとおり。)

<4/1~3/31を事業年度とする事業者の場合>



## <事業者・国が公表することとする安全情報の詳細なイメージ>

### 【事業者情報】

事業者自身が公表・  
国へ報告

- 事業者名
- 事業者のHPサイト
- 営業所の都道府縣市町村名
- 事業許可/届出年度
- 事業許可/届出事業の種類  
(一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業等)
- 地域旅客船安全協議会への加入状況等【任意】

### 【船舶情報】

事業者自身が公表・  
国へ報告

- 船舶保有数(船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数)
- 船舶ごとの救命設備の搭載数(救命胴衣、救命浮輪/救命浮環、救命いかだ/救命浮器)
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日
- 任意の安全設備の搭載状況等の安全に関する取組  
(自由記述形式) 【任意】

### 【事故・行政処分情報】

事業者自身が公表・  
国へ報告

- 過去5年間の事故件数 (安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数)
- 過去5年間の行政処分の件数及びURL※
  - 事業の許可の取消し
  - 事業の停止の命令
  - 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
  - 輸送の安全の確保に関する命令

※事業者に報告義務はなし。

URL: 「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」のURLを表示。



The screenshot shows a search form on the website. The page title is '国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト'. Below the header, there are navigation links: '本サイトについて', '検索の使い方', and 'ご利用にあたっての注意'. The main search area is titled '旅客運送 船舶運航事業者'. A note states: 'ご利用にあたっての注意事項をよく読み、以下のメニューから検索条件を選択して検索ボタンを押してください。' The search form includes the following fields:
 

- 船分等年月日: A date range selector with dropdowns for year and month, and a range indicator (e.g., '年 月 ~ 年 月').
- 事業者名: A text input field.
- 船名: A dropdown menu.
- 船分等の種類: A dropdown menu with the instruction '選択してください'.

 At the bottom of the form are two buttons: '検索' (Search) and 'リセット' (Reset).

## 4.旅客不定期航路事業の許可更新制について

---

- 改正後の海上運送法において、許可を受けようとする事業者の区分を
  - ①旅客不定期航路事業を営もうとする事業者のうち②以外のもの→第1号許可
  - ②小型船舶(総トン数20トン未満)のみをその用に供する旅客不定期航路事業→第2号許可
 に分けることとして、第2号許可に事業許可更新制度を導入することとする。
- 許可の更新期間は更新許可が下された日から処分履歴によって5年、3年、1年のいずれかとなる。

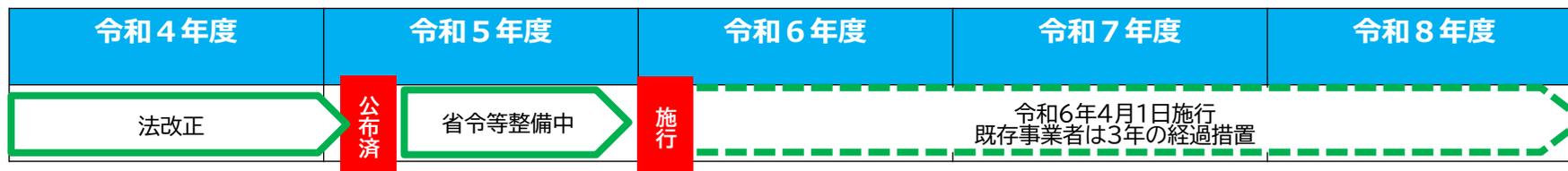
## 【改正のイメージ】



## 【許可の更新期間の考え方】

違反事項無し	→ 5年			
安全確保命令を受けた者 船舶等使用停止命令を受けた者	→ 3年			
事業停止命令を受けた者	→ 1年			

## 【スケジュールのイメージ】



- 小型船舶(総トン数20トン未満)のみを使用する旅客不定期航路事業について、許可の更新制を導入するとともに、許可及び許可の更新許可の申請時の必要書類として新たに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画(「安全人材確保計画」)の提出を義務付ける。

## 【安全人材確保計画の記載事項】

### 1. 計画期間

- ・安全人材確保計画を実施する期間

### 2. 安全人材の確保の目標

- ・安全人材(安全統括管理者資格者証保有者及び運航管理者資格者証保有者)が確保されており、さらに将来に向けた安全人材の確保の目標

### 3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

- ・上記2に挙げた目標を達成するための具体的取組内容(例:資格者証を取得させる等)

### 4. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標

- ・安全管理規程を遵守するための従業者(船長等、安全管理規程における従業者と同一)の確保の目標

### 5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

- ・上記4の従業者の資質の向上に向けた教育訓練の実施内容

### 6. 安全人材確保計画の達成状況等に関する事項(許可更新時のみ)

- ・上記2の達成状況

### 7. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況(許可更新時のみ)

- ・上記3の取組状況

### 8. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況(許可更新時のみ)

- ・上記4の達成状況

### 9. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況(許可更新時のみ)

- ・上記5の実施状況

## 1. 計画期間(記載例)

### ・令和6年4月15日に新規許可申請をした場合

計画期間：令和6年4月1日 ～ 令和12年3月31日  
(当該許可を受けようとする日を含む事業年度の開始日) (当該許可の有効期間満了日を含む事業年度の終了日)

許可期間：令和6年6月14日 ～ 令和11年6月13日  
(当該許可を受けようとする日を含む事業年度の開始日) (当該許可の有効期間満了日を含む事業年度の終了日)

### ・令和11年6月13日に許可の有効期間が満了する場合

計画期間：令和11年4月1日 ～ 令和17年3月31日  
(当該許可を受けようとする日を含む事業年度の開始日) (当該許可の有効期間満了日を含む事業年度の終了日)

許可期間：令和11年6月14日 ～ 令和16年6月13日  
(当該許可を受けようとする日) (当該許可の有効期間満了日)

## 2. 安全人材(※1)の確保の目標(記載例)

	1年目 (令和11年度)	2年目 (令和12年度)	3年目 (令和13年度)	4年目 (令和14年度)	5年目 (令和15年度)	6年目 (令和16年度)
安全統括管理者 資格者証保有者 (※2)	3人	3人	4人	4人	3人	3人
運航管理者資格 者証保有者(※3)	5人	6人	7人	7人	6人	6人

### ◎申請日現在の安全人材の氏名

安全統括管理者資格者証保有者	運航管理者資格者証保有者
○○ ××	△△ □□
...	...

※1 安全人材：安全統括管理者資格者証保有者及び運航管理者資格者証保有者

※2 海上運送法第32条の3第1項第1号の総合安全統括管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶安全統括管理者資格者証を受けている者

※3 海上運送法第32条の7第1項第1号の総合運航管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶運航管理者資格者証を受けている者

## 3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項(記載例)

### 【具体的な取組の例】

- 従業者における両管理者の資格者証の計画的な取得に関する取組
- 両管理者の資格者証を有する者を社外から採用するための取組

	安全人材を確保するための取組内容
1年目 (令和11年度)	安全統括管理者資格者証を3名に、運航管理者資格者証を5名に取得させる。
2年目 (令和12年度)	次年度に航路を新設、使用船舶を1隻追加する予定があるので、運航管理者資格者証を取得している者1名を外部から採用する。
3年目 (令和13年度)	2年後に、両資格者証保有者が定年退職を迎えるため、運航管理要員1名に、両資格者証を取得させる。もしくは、外部より1名、両資格者証保有者を招聘する。
4年目 (令和14年度)	前年度の、安全統括管理者資格者証保有者4名、運航管理者資格者証保有者7名体制を維持する。
5年目 (令和15年度)	両資格者証保有者が1名定年退職したため、各々1名ずつ減となる。
6年目 (令和16年度)	前年度の、安全統括管理者資格者証保有3名、運航管理者資格者証保有6名体制を維持する。

## 4. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標(記載例)

### 【輸送の安全を確保するための従業者】

- 船長
- 乗組員(船長を除く)
- 運航管理員
- 陸上作業員

	1年目 (令和11年度)	2年目 (令和12年度)	3年目 (令和13年度)	4年目 (令和14年度)	5年目 (令和15年度)	6年目 (令和16年度)
船長	10 人	10 人	12 人	10 人	10 人	10 人
乗組員 (船長を除く)	12 人	12 人	10 人	12 人	12 人	12 人
運航管理員	6 人	6 人	5 人	5 人	5 人	6 人
陸上作業員	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人

### ◎申請日現在の従業者の氏名

船長	乗組員(船長を除く)	運航管理員	陸上作業員
○○ ××	□□ ▲▲	△△ ◆◆	●● ◇◇
...	...	...	...

## 5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項(記載例)

### 【教育訓練の例】

- 関係法令、安全管理規程を遵守させるための教育訓練(入社後、適宜実施)
- 避難港を活用する航路に従事する船長に対する教育訓練(当該航路に従事する前)
- 船員法第14条の3第2項に基づく操練(船員法適用船に限る。)
- 船員法第118条の2に規定する教育訓練(船員法適用船に限る。)(乗り組む前。5年に1回)
- 船員法第118条の4及び同法第118条の5に規定する特定教育訓練(当該職務に従事する前等)
- 事業者独自の教育訓練

	教育訓練の実施の内容
1年目 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(新規採用者が入社した際は適宜実施。)関係法令、安全管理規程を遵守させるための教育訓練の実施</li> <li>・(船長に就任する乗組員に対し適宜実施)避難港を活用するための教育訓練の実施</li> <li>・船員法に基づく操練は別紙「操練計画表」のとおり実施</li> <li>・乗組員に対する安全教育訓練の実施</li> <li>・(新しい乗組員に対して適宜実施)特定教育訓練の実施</li> </ul>

※2年目(令和12年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 6. 安全人材の確保の目標の達成状況(記載例)

### 1年目(令和11年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
安全統括管理者資格者証保有者	3人	3人	○○ ×× …	
運航管理者資格者証保有者	5人	5人	□□ ▲▲ …	

### 2年目(令和12年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
安全統括管理者資格者証保有者	3人	3人	○○ ×× …	
運航管理者資格者証保有者	6人	5人	□□ ▲▲ …	

※3年目(令和13年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 7. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況(記載例)

### 1年目(令和11年度)

計画
安全統括管理者資格者証を3名に、運航管理者資格者証を5名に取得させる。
実績
計画どおり、安全統括管理者資格者証を3名に、運航管理者資格者証を5名に取得させることができた。
未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策

### 2年目(令和12年度)

計画
次年度に航路を新設、使用船舶を1隻追加する予定があるので、運航管理者資格者証を取得している者1名を外部から採用する。
実績
航路新設及び使用船舶の追加予定がなくなったため、現状の安全統括管理者資格者証保有者3名、運航管理者資格者証保有者5名体制を維持した。
未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
航路新設及び使用船舶を追加する予定であったが、その予定がなくなったため、運航管理者を増員する必要がなくなった。

※3年目(令和13年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 8. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況(記載例)

### 1年目(令和11年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
船長	10人	10人	○○ ×× ...	
乗組員 (船長以外)	15人	15人	□□ ▲▲ ...	
運航管理員	6人	6人	△△ ◆◆ ...	
陸上作業員	5人	5人	●● ◇◇ ...	

### 2年目(令和12年度)

	計画	実績	氏名	未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策
船長	10人	3人	○○ ×× ...	
乗組員 (船長以外)	15人	14人	□□ ▲▲ ...	急病により、急遽1名退職したため。配乗計画の見直しを行った。
運航管理員	6人	6人	△△ ◆◆ ...	
陸上作業員	5人	5人	□□ ▲▲ ...	

※3年目(令和13年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

## 9. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況

1年目(令和11年度)

計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(新規採用者が入社した際は適宜実施。)関係法令、安全管理規程を遵守させるための教育訓練の実施</li> <li>・(船長に就任する乗組員に対し適宜実施)避難港を活用するための教育訓練の実施</li> <li>・船員法に基づく操練は別紙「操練計画表」のとおり実施</li> <li>・乗組員に対する安全教育訓練の実施</li> <li>・(新しい乗組員に対して適宜実施)特定教育訓練の実施</li> </ul>
実績
計画どおり、実施することができた。
未達成の場合の理由及び達成に向けた改善策

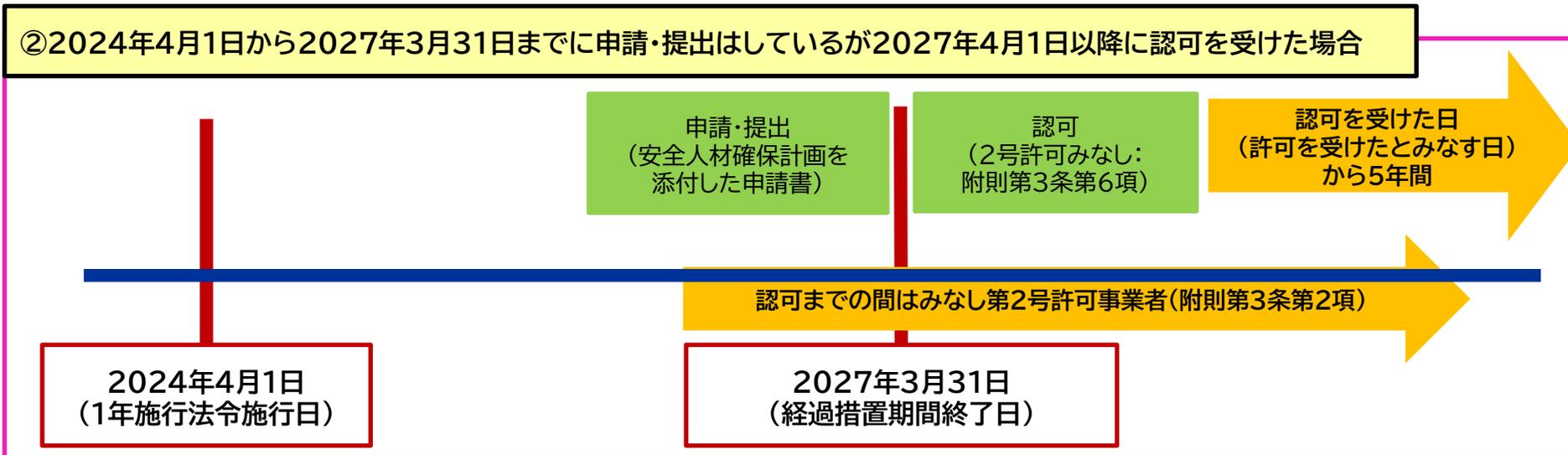
※2年目(令和12年度)～6年目(令和16年度)についても同じように記載する

# 経過措置の考え方

①2024年4月1日から2027年3月31日までに申請・提出がされ認可を受けた場合



②2024年4月1日から2027年3月31日までに申請・提出はしているが2027年4月1日以降に認可を受けた場合



新事業区分への円滑化な移行のため、経過措置期間中の早いタイミングでの申請にご協力ください

## 5.船客傷害賠償責任保険の限度額の引き上げ

---

# 船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ

利用者保護の強化の観点から、船客傷害賠償責任保険について、現行の基準より高い賠償限度額への引上げを行うとともに、各事業者が締結している保険に関する内容の公表の取組を進める。

## 具体的な方針

### <引き上げ額>

- 許可事業者: 3,000万円 → 1億円 に引上げ
- 届出事業者: 3,000万円 → 5,000万円 に引上げ

(ただし、保険の加入状況や商品構成の変化を踏まえた将来の保険料の限度額の引上げ状況も踏まえつつ、今後1億円を推奨していく。)

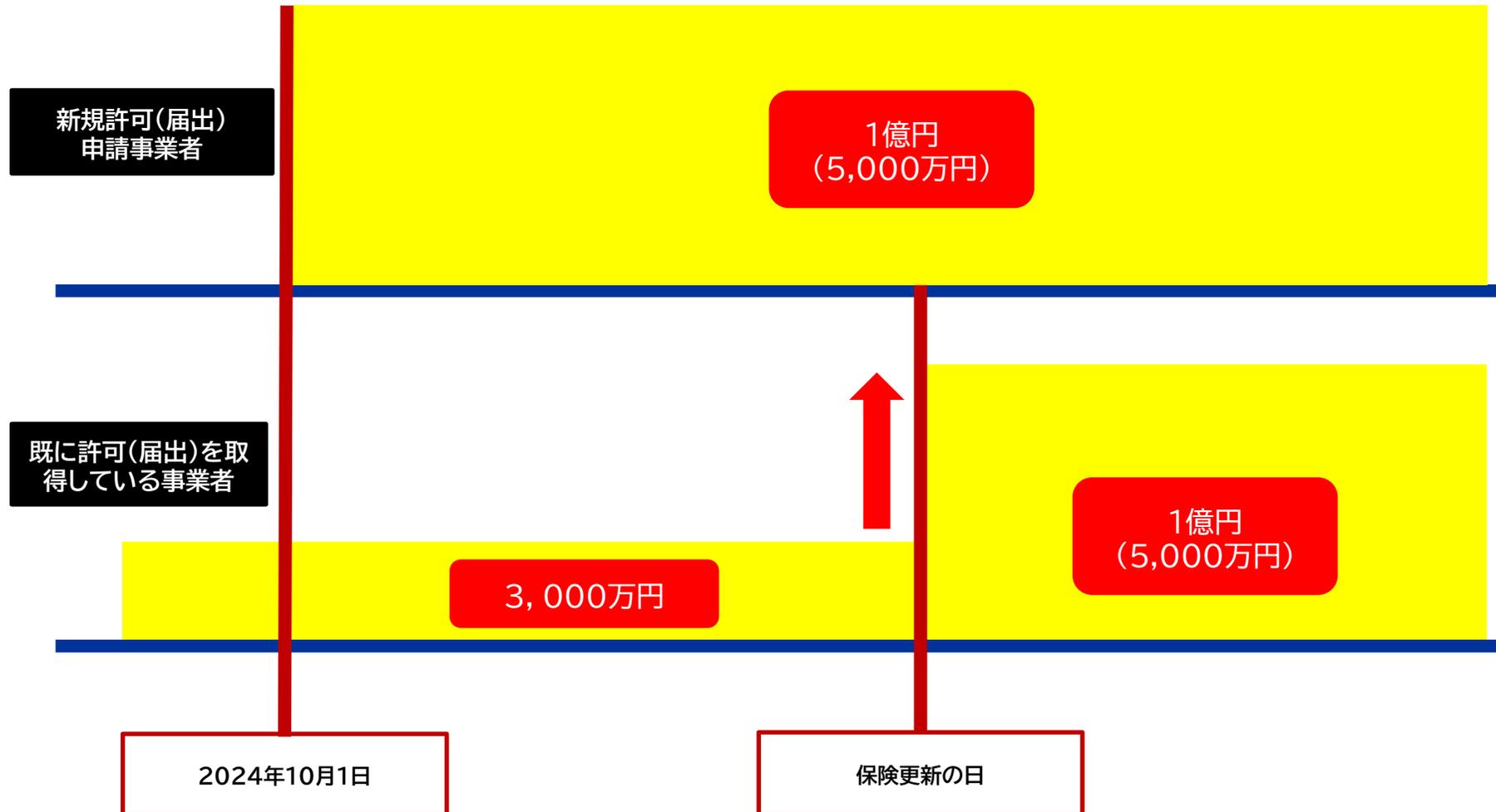
### <保険金額の公表>

- 運送約款に1億円(5,000万円)以上の保険契約を締結している旨を記載することで旅客に対しての公表を行う。  
⇒各事業者の運送約款を改正

### <施行予定日>

- **令和6年10月1日**

(ただし、現に締結されている保険については、有効期間まで有効であるため、次回の保険の更新時に引き上げを行う。)



# 各事業者の手続き

- ・標準運送約款を適用している許可事業者
- ・届出事業者

<令和6年10月1日から>

事業者



各事業者において改正

- 標準運送約款を適用している許可事業者または届出事業者においては、令和6年10月1日以降の保険更新の日に運送約款の記載事項を変更すること。

- ・標準運送約款を適用していない許可事業者

<令和6年10月1日から>

事業者



変更申請



運輸局



- 標準運送約款を適用しておらず、独自の運送約款を適用している許可事業者においては、令和6年10月1日以降の保険更新の日までに運送約款の変更の認可を取得すること。

1億円(5千万円)の保険に加入していることが確認できなかった場合、海上運送法第19条の2に基づく保険契約締結命令を行うことがあります。

## 6.旅客名簿の備置き義務の見直し

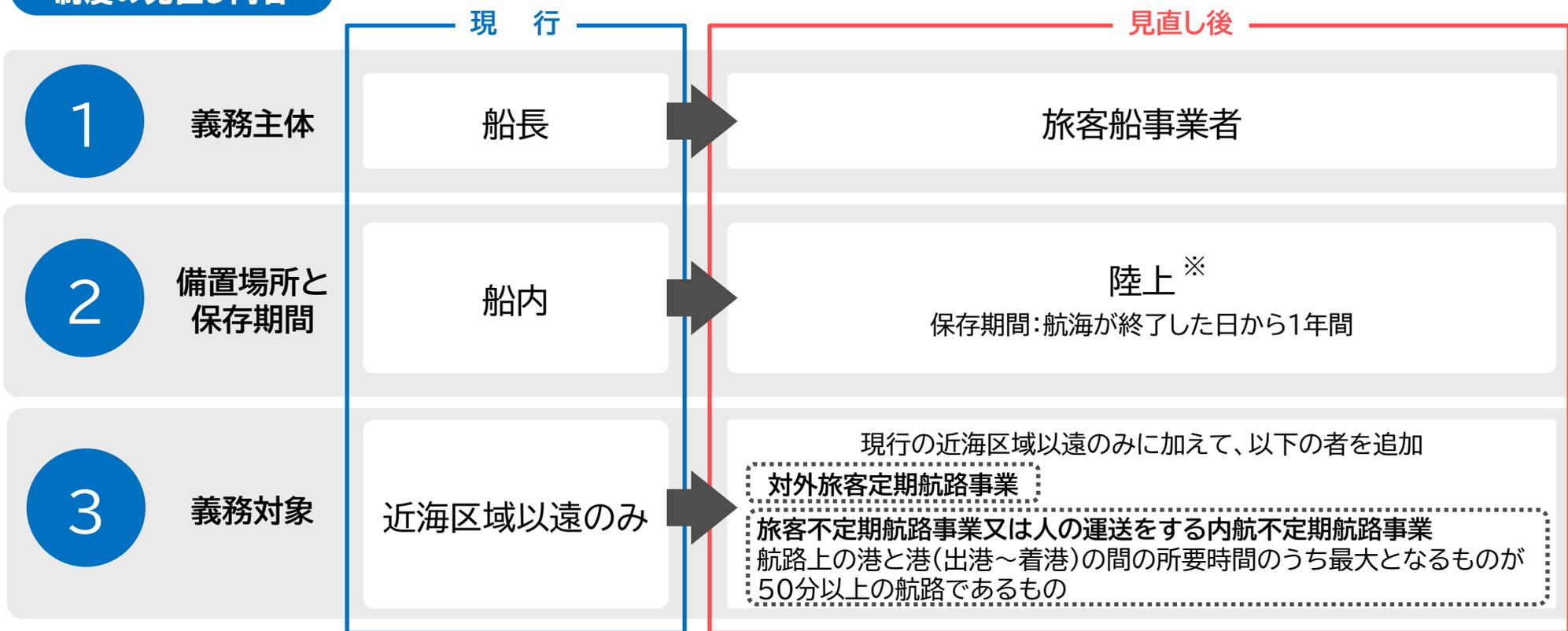
---

# 旅客名簿の備置き ～概要～

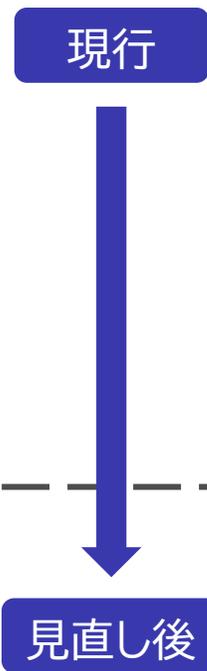
## 概要

- ✓ 旅客名簿については、現在、船員法第18条に基づき、船長が船内に備え置くこととされているが、船舶が沈没した場合には、記載内容を確認できなくなり、搜索・救助や安否確認に支障が生じる可能性
- ✓ 旅客名簿を備え置く場所を原則として陸上に変更するとともに、備置きの義務主体を船長から旅客船事業者に変更するとともに、一定の船舶に備置きの義務付けを拡大

## 制度の見直し内容



※ 船内で作成した旅客名簿をスマートフォンで撮影した画像を出港前に、①営業所にメール 又は②営業所との共有サーバーに保存等の方法でも可。また、同じ様式に列記する方式だけではなく、例えば、①ホームページ経由の予約客のリスト、②旅行会社経由の予約客のリスト、③旅客による乗船窓口での記録を組み合わせてもよいこととする。

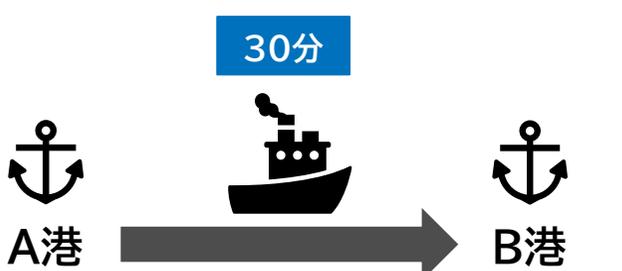
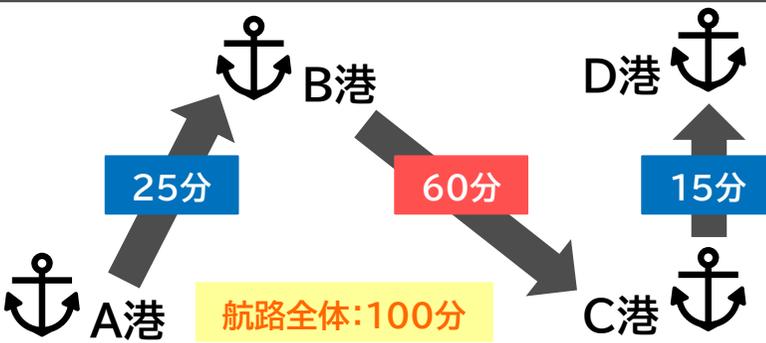
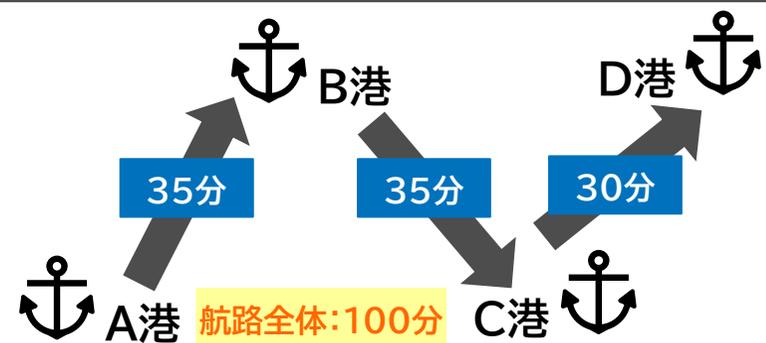
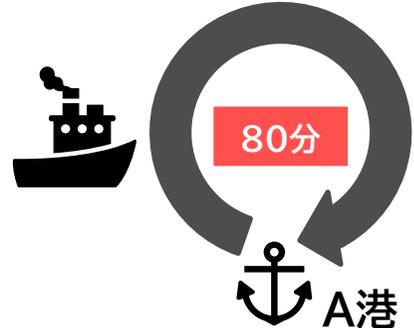


【船員法】		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路	備置義務なし			海難の多い航路、長距離の航路は備置義務あり (原則船内)
	離島航路以外				備置義務あり (船内)
外航船		—			備置義務あり (船内)

【海上運送法】		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路	備置義務なし			海難の多い航路、長距離の航路は備置義務あり (陸上)
	離島航路以外				備置義務あり (陸上)
外航船					備置義務あり (陸上及び船内)

旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業であって、航路上の港と港(出港～着港)の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路であるものを対象に追加

✓ 沿海区域を航行する旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業において、航路上の港と港(出港～着港)の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路の具体的なイメージは以下のとおり。

	義務付け対象	義務付け対象外
2地点間の航路	 <p>60分</p>	 <p>30分</p>
寄港地が複数ある航路 (1つの航路で複数港経由する航路は航路全体ではなく、個別の港～港間の時間で判断)	 <p>25分 60分 15分</p> <p>航路全体:100分</p>	 <p>35分 35分 30分</p> <p>航路全体:100分</p>
周遊航路	 <p>80分</p>	 <p>30分</p>

- ✓ 旅客名簿の備置き義務対象の拡大に伴い、旅客数が多い船舶で旅客名簿の記載のための行列が発生することを防止するため、記載時間を短縮できるよう、「氏名」及び「住所」については、「カタカナ」による記載が可能であること、「乗船日時及び乗下船港」は旅客船事業者による記載が可能であること等を通達で明確化する。

## 記載方法の見直し(案)

現 行	見直し後(イメージ)
氏名 <sup>※1</sup>	カタカナによる記載可能
年齢 <sup>※2</sup>	年齢区分によるほか、生年月日でも記載可能
性別 <sup>※4</sup>	
住所 <sup>※1・※3</sup>	カタカナによる記載可能 外国人の場合:国籍と旅券番号を記載 外航船舶の旅客:住所又は国籍及び旅券番号
乗船日時及び乗下船港	旅客船事業者による記載が可能 乗船日時は便名でも記載可能
海難その他非常の場合における介助等の支援の要否	

※1:外国人の場合はアルファベット等で記入する。

※2:年齢区分(大人、子供及び幼児の区分が判別されるように記載されたもの)で足りる。

※3:住民票に記載されている市区町村名をもって足りる。

※4:性別欄については、ジェンダーレスの観点を踏まえ、その記載のあり方について引き続き他制度の状況等を考慮の上、整理・検討。

# 運送契約の拒絶(旅客名簿)

- ✓ 改正法による改正後の海上運送法(昭和24年法律第187号。以下「法」という。)第15条において、一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者(以下「事業者」という。)に対して旅客名簿の作成が義務付けられているため、旅客が当該作成に係る旅客名簿の記載を拒否した際に、事業者が旅客に対して運送契約の拒絶を可能とするべく、各事業者の運送約款について改正を行う。

## 改正イメージ(「標準運送約款(昭和61年運輸省告示第252号)」を適用している事業者の場合)

現行(～令和6年3月31日)	改正後(令和6年4月1日～)
<p>第4章 旅客の義務 (旅客の禁止行為等)</p> <p>第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。 (1)～(12) (略)</p> <p>2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。 (手回り品の保管)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>第4章 旅客の義務 (旅客の禁止行為等)</p> <p>第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。 (1)～(12) (略)</p> <p>2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。 (手回り品の保管)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><b>(旅客名簿への記載)</b></p> <p>第20条 旅客は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第15条(同法第21条の5において準用する場合を含む。)に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。</p> <p>(1) 氏名 (2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分 (3) 性別 (4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名 イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号 (5) 乗船の日時及び港並びに下船の港 (6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否</p> <p>第21条～第24条</p>
<p>第20条～第23条</p>	

上記の改正により旅客名簿への記載を拒否する旅客に対しては、運送契約の拒絶または解除をすることができる。  
なお、損害を与えられた場合は、損害賠償を求めることができる。

# 各事業者の手続き

- ・標準運送約款を適用している許可事業者
- ・届出事業者

<令和6年4月1日から>

事業者



運送約款

各事業者において改正

- 標準運送約款を適用している許可事業者または届出事業者においては、令和6年4月1日に運送約款の記載事項を変更する。

- ・標準運送約款を適用していない許可事業者

<令和6年4月1日から>

事業者



運送約款

変更申請



運輸局



- 標準運送約款を適用しておらず独自の運送約款を適用している許可事業者においては、令和6年4月1日までに運送約款の変更の認可を取得すること。

改正後の標準運送約款の全文を国土交通省ホームページにて掲載しています。

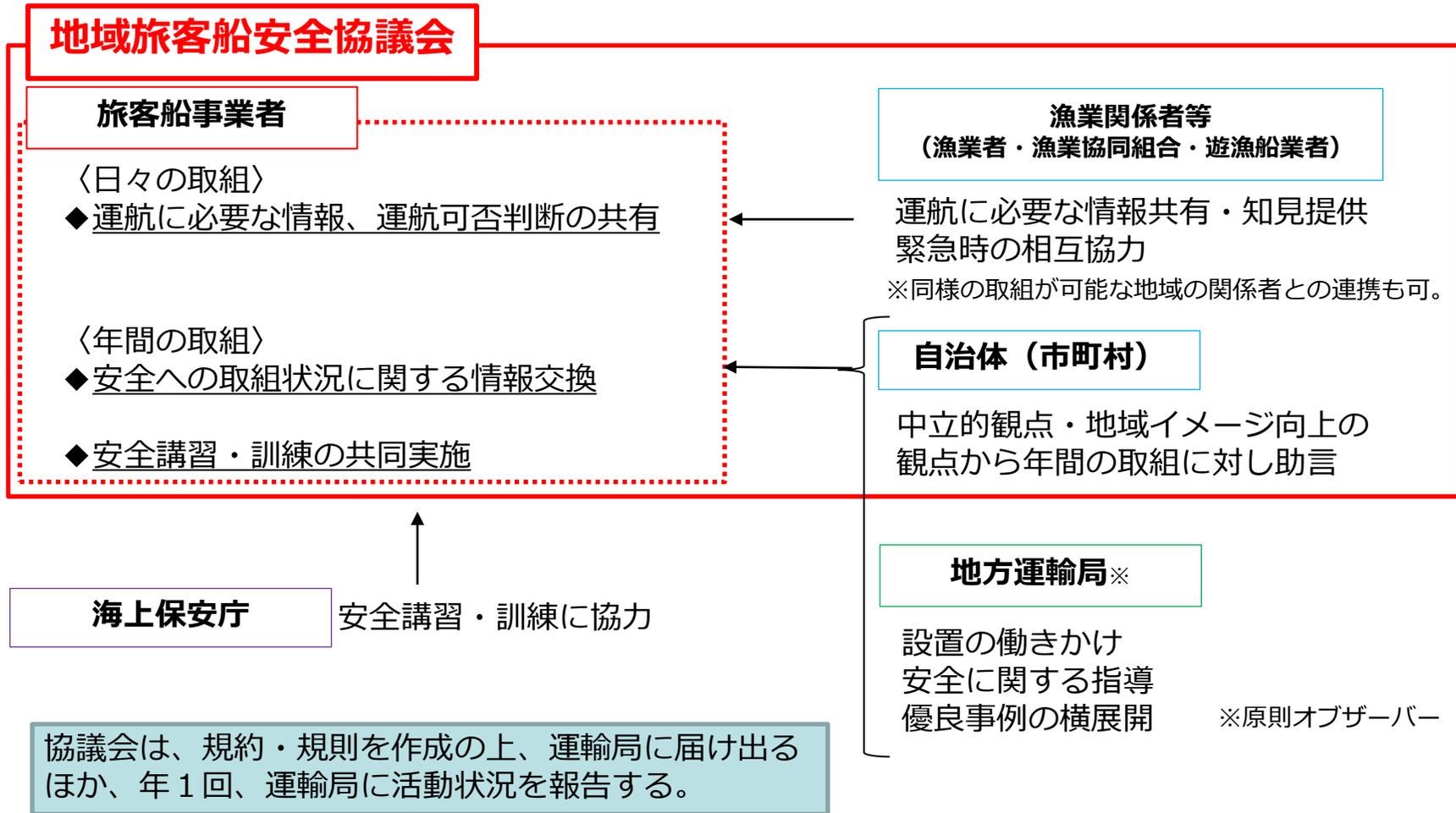
(掲載場所URL) [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr3\\_000032.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr3_000032.html)

## 7.地域の関係者による協議会の設置

---

# 地域の関係者による協議会の設置

○ 旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、**地域全体の安全レベルの向上を図る**ことを目的に、事業者や関係者による**地域旅客船安全協議会**を令和5年度中に設置推進。

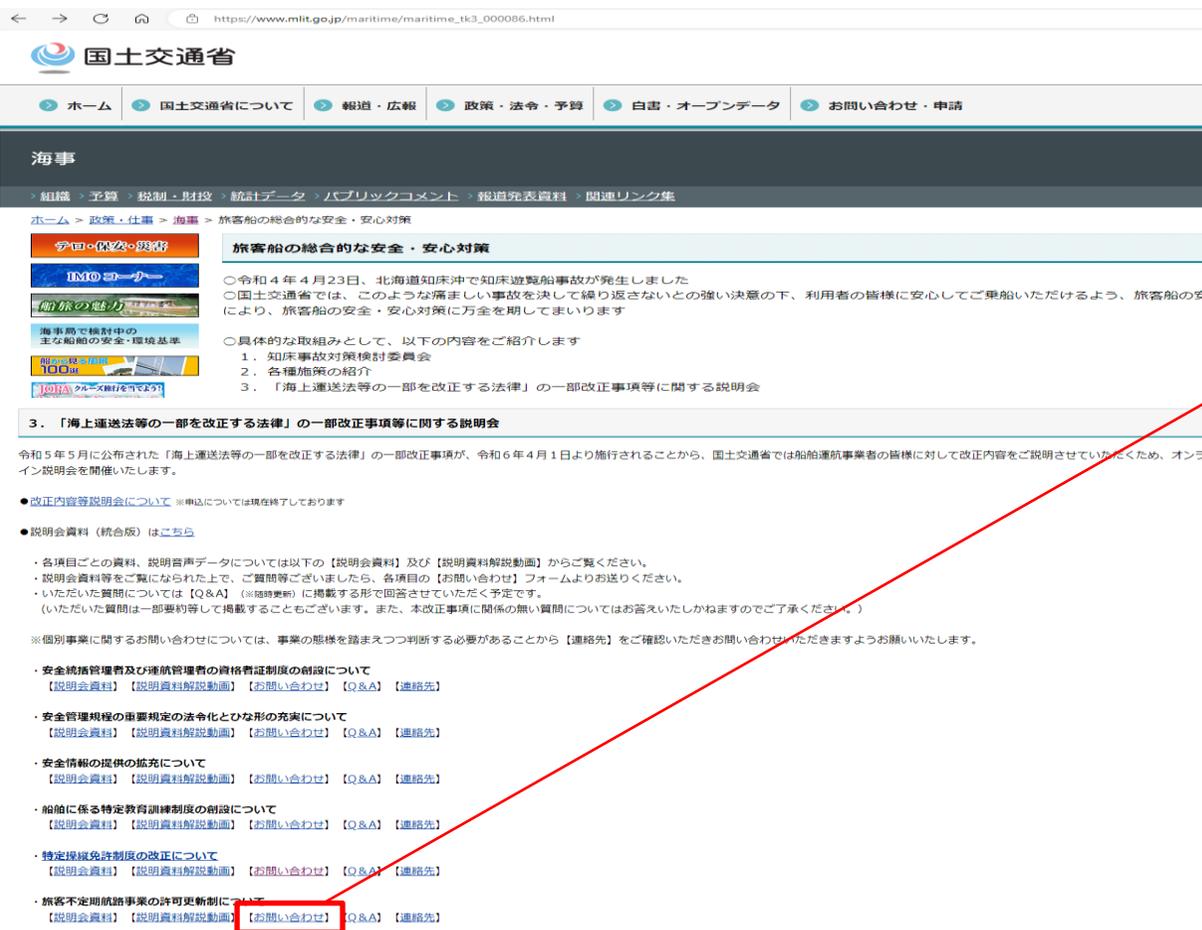


## 8.質問

---

ご質問については、国土交通省のホームページの旅客船の総合的な安全・安心対策の「3.「海上運送法等の一部を改正する法律」の一部改正事項等に関する説明会」の各項目の【お問い合わせ】フォームよりお送りください。いただいた質問については【Q&A】(※随時更新)に掲載する形で回答させていただく予定です。

(掲載場所URL) [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk3\\_000086.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000086.html)



国土交通省

ホーム | 国土交通省について | 報道・広報 | 政策・法令・予算 | 白書・オープンデータ | お問い合わせ・申請

海事

組織・予算 | 税制・財政 | 統計データ | アプリックコメント | 報道発表資料 | 関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 海事 > 旅客船の総合的な安全・安心対策

### 旅客船の総合的な安全・安心対策

○令和4年4月23日、北海道知床沖で知床遊覧船事故が発生しました  
 ○国土交通省では、このような痛ましい事故を決して繰り返さないとの強い決意の下、利用者の皆様安心してご乗船いただけるよう、旅客船の安全・安心対策に万全を期してまいります

○具体的な取組みとして、以下の内容をご紹介します

1. 知床事故対策検討委員会
2. 各種施策の紹介
3. 「海上運送法等の一部を改正する法律」の一部改正事項等に関する説明会

### 3. 「海上運送法等の一部を改正する法律」の一部改正事項等に関する説明会

令和5年5月に公布された「海上運送法等の一部を改正する法律」の一部改正事項が、令和6年4月1日より施行されることから、国土交通省では船舶運航事業者の皆様に対して改正内容をご説明させていただくため、オンライン説明会を開催いたします。

- 改正内容等説明会について ※申込については現在終了しております
- 説明会資料（統合版）はこちら
  - ・各項目ごとの資料、説明音声データについては以下の【説明会資料】及び【説明資料解説動画】からご覧ください。
  - ・説明会資料等をご覧になられた上で、ご質問等ございましたら、各項目の【お問い合わせ】フォームよりお送りください。
  - ・いただいた質問については【Q&A】(※随時更新)に掲載する形で回答させていただきます。
  - (いただいた質問は一部要約等して掲載することもございます。また、本改正事項に関係の無い質問についてはお答えいたしかねますのでご了承ください。)

※個別事業に関するお問い合わせについては、事業の態様を踏まえつつ判断の必要があることから【連絡先】をご確認いただきお問い合わせいただけますようお願いいたします。

- ・安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設について  
 【説明会資料】 【説明資料解説動画】 【お問い合わせ】 【Q&A】 【連絡先】
- ・安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実について  
 【説明会資料】 【説明資料解説動画】 【お問い合わせ】 【Q&A】 【連絡先】
- ・安全情報の提供の拡充について  
 【説明会資料】 【説明資料解説動画】 【お問い合わせ】 【Q&A】 【連絡先】
- ・船舶に係る特定教育訓練制度の創設について  
 【説明会資料】 【説明資料解説動画】 【お問い合わせ】 【Q&A】 【連絡先】
- ・特定操縦免許制度の改正について  
 【説明会資料】 【説明資料解説動画】 【お問い合わせ】 【Q&A】 【連絡先】
- ・旅客不定期航路事業の許可更新制について  
 【説明会資料】 【説明資料解説動画】 **【お問い合わせ】** 【Q&A】 【連絡先】

## 【旅客不定期航路事業の許可更新制について】 の問い合わせ

\* 必須

1. 氏名

回答を入力してください

2. ふりがな

回答を入力してください

3. 所属先

回答を入力してください

4. メールアドレス

回答を入力してください

6. 質問 \*

回答を入力してください

送信

**ご清聴いただきありがとうございました**

## 水上輸送の航路開設における申請等の支援体制の構築（概要）

## 1. 経緯

- 2023.5 海上運送法が改正。事業許可更新制度の創設、人の運送をする不定期航路事業における届出事業者の登録制への移行等が位置づけ。
- 第1次募集への応募事業者から、航路事業の申請や旅客不定期航路事業等の解釈、夢洲北岸浮棧橋利用手続き、事業採算の確保方策、シャトルバスへの乗り継ぎ方法、船舶等におけるバリアフリー対策の必要性等に対して心配の声あり。

## 2. 支援内容

- ①対象者：第1次募集および第2次募集の応募事業者
- ②支援実施者：博覧会協会交通局（近畿運輸局、神戸運輸監理部協力）
- ③支援内容
  - ア) 手続き申請支援
    - ・ 申請書作成に関するアドバイス
    - ・ 運輸局への相談の橋渡し 等
  - イ) 事業実施に向けた相談受付
    - ・ 事業採算の確保方策に関する相談
    - ・ 施設整備に関する国・自治体等の補助スキームの紹介 等

## 3. 今後のスケジュール

- 2月下旬～3月上旬：応募事業者に対する意向確認
- 3月中旬以降：随時、支援および相談受付の実施

## **(4) 今後のスケジュール**

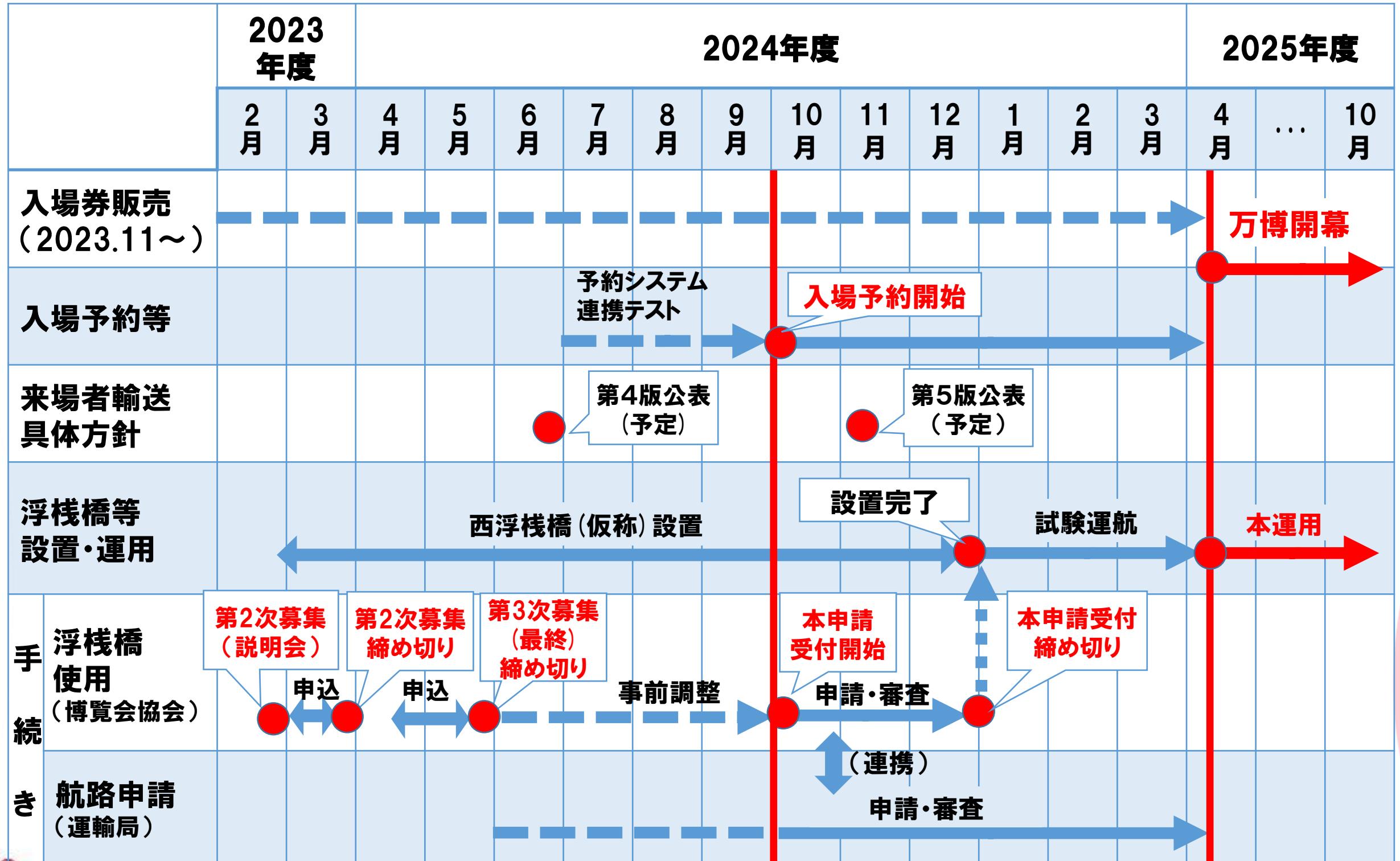
**2024年2月27日**

**公益社団法人2025年日本国際博覧会協会**

**交通局 交通部**



# 今後のスケジュール



**大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋 第2次募集**

## 1. 目的

- 2025年の大阪・関西万博は、水の都大阪で開催されることから、水上交通に関する関心は高く、10月に実施した夢洲北岸浮棧橋第1次募集及び意向調査では、多くの事業者様より回答をいただいたところです。
- 今般、第1次募集からさらに詳細な内容の確認を行うべく、次の条件にて、夢洲北岸浮棧橋の使用に関する第2次募集を実施いたします。
- 申請いただいた浮棧橋使用時間が他者と重複した場合、3.(5)浮棧橋使用希望日時「浮棧橋への着棧希望が、同日同時間に複数あった場合」により決定させていただきますので、ご意向に沿えない場合があります。予めご了承ください。
- また、提示する条件については、変更する場合がありますので、予めご了承ください。
- 新規記載箇所や第1次募集からの変更箇所については、赤字で示しております。

## 2. 募集等条件

## ①浮棧橋使用期間

- 2025年4月13日～10月13日（184日間）
  - ※ 使用期間前の試験及び習熟運航の期間については、2025年1月～3月を予定しています。

## ②使用時間

- 8時台～21時台（8：00～21：59）
  - ※ 浮棧橋の使用時間枠は、毎時「00分～29分」「30分～59分」を想定しています。
  - ※ 浮棧橋は1時間当たり小型船（旅客定員150名以下）であれば2便、中型船（旅客定員151名以上）であれば1便が着棧できる予定です。

## ③使用する浮棧橋

- 小型船用：2基、中型船用：1基
  - ※諸元等については、別紙を参照ください。

## ④使用船舶

- 海上運送法における事業の用に供する旅客船（ただし、総トン数600t未満に限る）

## ⑤浮棧橋使用料

- 下記、AとBの合算金額を浮棧橋使用料として想定しています。金額については、確定後改めてお知らせいたします。
  - A.浮棧橋管理料（綱取り業務、案内業務、日常施設点検に係る費用等）…33,000円/便

B.施設利用料…乗客数1人あたり300円

### 3. 提出様式の記入方法等

- 回答様式に必要事項を記入の上、③記載のメールアドレスに提出してください。
- **回答は、船舶や航路、事業区分毎に記入願います。**

各記入項目及び記入内容は次の通りです。

#### ①記入項目及び記入内容

##### (1)申請者

- 夢洲への就航を希望する船社または事業者の情報として以下の内容を記入願います。  
住所、会社名、部署名・担当者名、電話番号、FAX番号、mailアドレス
- 船社欄には実際に夢洲への航路に就航する船舶の運航主体を記入ください。  
浮棧橋の使用申請は船社から申請していただくこととなりますが、その航路の開設に当たって旅行会社、自治体等の主体となる事業者がある場合には「事業者」欄にその事業者情報も記入してください。現時点で夢洲への就航を企画しているものの、船社が決まっていない状況で申請する場合は、「事業者」欄にのみ記入してください。

##### (2)使用船舶

- 使用する船舶について次の内容を記入願います。  
船名、総トン数、全長、全幅、乾舷、喫水、使用燃料、旅客定員、  
船舶検査証書の「有効期限（年月日）」もしくは「**船舶引渡し予定日**」
- 使用船舶が未定の場合は船名欄に「－（バー）」を入力し、その他の項目は空欄のままにしてください。
- **使用船舶が現在建造中の場合は、「船舶引渡し予定日」を記入ください。**

##### (3) 使用航路

- 「運航航路」、「事業区分」及び「手続きの状況」を記入願います。
- 「運航航路」について、遊覧の場合は「遊覧（夢洲発着）」と記入ください。
- 「事業区分」については、海上運送法の事業区分として、以下のいずれかを記入ください。（複数選択可）  
事業区分：一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業
- 「手続きの状況」については、航路申請手続き状況をプルダウンにより選択ください。  
手続きの状況：未着手、事前相談中、申請中、手続完了

##### (4)使用浮棧橋

- 夢洲の浮棧橋は、西側に小型船用と中型船用の2基、東側に小型船用1基の合計3基となります。希望される浮棧橋をプルダウンにより選択願います。（複数選択可）
- **使用船舶の構造等を踏まえて、使用可能な浮棧橋をプルダウンにより選択願います。（複数選択可）**

➤ 各浮棧橋の要件

西側小型船用浮棧橋：総トン数 100t 未満、全長 30m 未満、乾舷 1.0m 対応

西側中型船用浮棧橋：総トン数 600t 未満、全長 50m 未満、乾舷 1.5m 対応

東側小型船用浮棧橋：総トン数 100t 程度、全長 40m 未満、乾舷 1.0m・1.5m 対応

(5)希望日時

- シートは、4月～10月の各月における全日の浮棧橋使用枠を記載していますので、希望する使用枠について、プルダウンで選択願います。希望する使用枠について、回答する船舶の旅客定員が150人以下であれば30分枠を1つ、150人を超える船舶であれば1時間枠として30分枠を2つ、プルダウンから選択願います。
- 希望する使用枠が複数者で重複した場合、以下の優先順位に基づき、協会側で割り振りをを行います。

優先順位 1 環境に配慮した燃料を使用する船舶
優先順位 2 海上運送法における定期航路事業に就航する船舶
優先順位 3 海上運送法における不定期航路事業（許可）に就航する船舶
優先順位 4 旅客定員の多い船舶

- 希望する使用枠が「優先順位が後順位」等の理由により割当ができない場合は、その使用枠の前後1時間の範囲を原則とし、優先順位に沿って、順次割り当てる予定です。希望可否について、プルダウンで選択ください。また「後1時間の範囲なら希望」といった記載プルダウンで選択ができない内容については、自由記述欄に記入ください。

②提出期限：2024年3月8日（金）17：00

③提出先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 交通局 交通部 輸送企画課

メールアドレス：[yusoukikakuka-1@expo2025.or.jp](mailto:yusoukikakuka-1@expo2025.or.jp)

4. その他

- 夢洲の船着場～会場間を往復するバスの乗車の際には、乗船チケットの提示をしていただく予定です。
- 夢洲の船着場においてチケット販売は行わない予定です。往復チケットや電子乗船券等の販売をご検討ください。
- 第1次募集申込者については、第2次募集申込者に対して優先した割り当てを行います。ただし、第1次募集時に記載のない内容については、第2次募集申込者と同様の取り扱いを行います。
- 本照会結果を踏まえ、第3次の募集を行うこととしておりますが、募集等が多数の場合については、第3次以降の募集および意向調査を取りやめる可能性があります。予めご了承ください。



